

新潟市水道局中間前払金取扱要領

(趣旨)

- 1 この要領は、新潟市水道局が発注した工事の中間前払金に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事及び要件)

- 2 中間前払金の支払いを行う工事は、新潟市水道局契約規程の規定による工事請負契約約款第35条第1項の規定により前払金を支払った工事のうち、原則、単年度工事（工期の変更により2年度以上にわたることとなった場合を含む）とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に適用するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 部分払いを行うこととした工事でないこと。

(中間前払金の率等)

- 3 中間前払金の額は請負金額の20%以内とする。ただし、前払金の額と中間前払金の額の合計額は、請負金額の60%を超えないものとする。

(中間前払金の端数整理)

- 4 中間前払金に10万円未満の端数金額がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(中間前払金の制限)

- 5 資金の収支状況及び特定財源の収入状況によっては、中間前払金を制限し、又は支払いしないことがある。

(手続方法)

- 6 中間前払金の認定手続等については、次のとおりとする。
 - (1) 請負者は、2の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、中間前払金を請求するときは、中間前払金認定請求書（様式第1号）に工事履行報告書（様式第2号）を添えて、業務部財務課へ提出するものとする。
 - (2) 工事担当課は、中間前払金の請求があったときは、中間前払金の要件を満たしているか認定を行い、中間前払金認定通知書（様式第3号）により、概ね7日以内に業務部財務課が請負者に通知するものとする。
 - (3) 中間前払金の認定を受けた請負者は、請求書と保証事業会社が発行した中間前払金保証書を業務部財務課に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月25日から施行し、施行日以前に締結した工事請負契約についても適用する。

中間前払金認定請求書

年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

住所 (所在地)

商号又は名称

氏名 (代表者氏名)

印

下記の工事について、中間前払金の請求をしたいので、要件を満たしていることの認定を請求します。

工事番号	
工事名	
工事場所	
契約年月日	年 月 日
請負金額 (A)	円
前払金額 (B)	円 (10 万円未満切捨て)
中間前払金額 (C)	円 (10 万円未満切捨て) (A の 20% 以内、ただし (B + C) が A の 60% 以内であること)
工期	年 月 日から 年 月 日まで
摘要	

注 1 認定資料として、次に掲げるものを添付してください。

- (1) 工事履行報告書 (様式第 2 号)
- (2) 工事の進捗状況を表示した工程表
- (3) 工事写真 (着手前, 現況)

※決裁欄 (請負者は記入しないで下さい。)

課長	課長補佐	係長	監督員	中間前払金の要件を満たしていることを <input type="checkbox"/> 認定する。 <input type="checkbox"/> 認定しない。

工事履行報告書

会社名

現場代理人の印

--

年 月 日現在

工事番号			
工事名			
工期	年 月 日から 年 月 日まで		
月別	予定工程 (%) () は, 工程変更後	実施工程 (%) () は, 予定工程との差	備考
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
備考			

注 1 次の資料を添付してください。

- (1) 工事の進捗状況を表示した工程表
- (2) 工事写真（着手前，現況）

注 2 実施工程は出来高集計です。

注 3 「月別」欄が不足する場合は適宜増やしてください。

様式第 2 号（記入例）

工事履行報告書

会社名
株式会社 ○○○○

現場代理人の印

--

平成 20 年 12 月 1 日現在

工事番号	○○第○○号		
工事名	○○○○工事		
工期	平成 20 年 4 月 30 日から平成 21 年 3 月 17 日まで		
月別	予定工程 (%) () 内は, 工程変更後	実施工程 (%) () 内は, 予定工程の差	備考
20.4	0.0 ()	0.0 差 (0.0)	
5	0.0 ()	0.0 差 (0.0)	
6	2.3 ()	0.8 差 (1.5)	
7	4.8 ()	4.6 差 (0.2)	
8	11.3 ()	8.2 差 (3.1)	
9	18.1 ()	15.1 差 (3.0)	
10	27.6 ()	32.5 差 (+ 4.9)	
11	37.0 ()	66.9 差 (+ 29.9)	>50%
12	55.8 ()		
21.1	76.8 ()		
2	98.2 ()		
3	100.0 ()		
備考			

○中間前払金の認定要件
例 11 月末の状況

- ・工期の 1/2 を経過
- ・工期の 1/2 までの作業を実施済
- ・作業に要する経費が請負金額の 1/2 (出来高 50%) 以上

注 1 次の資料を添付してください。

- (1) 工事の進捗状況を表示した工程表
- (2) 工事写真 (着手前, 現況)

注 2 実施工程は出来高集計です。

注 3 「月別」欄が不足する場合は適宜増やしてください。

様式第3号

中間前払金認定（非認定）通知書

新水財第 号

年 月 日

様

新潟市水道事業管理者
局長 印
(担当：財務課契約係)

年 月 日付けで認定の請求があった下記の工事について、進捗状況を調査したところ、中間前払金の請求ができる要件を満たしていることを認定します。

(認定しません。)

工事番号	
工事名	
工事場所	
契約年月日	年 月 日
請負金額 (A)	円
前払金額 (B)	円 (10万円未満切捨て)
中間前払金額 (C)	円 (10万円未満切捨て) (Aの20%以内、ただし (B+C) がAの60%以内であること)
工期	年 月 日から 年 月 日まで
摘要	